

2018年6月26日

国民民主党

代表 玉木 雄一郎 様  
大塚 耕平 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本



## 児童虐待防止対策、児童相談養育関係に関する要請書

国民生活の安定と福祉の向上にむけた取り組みに心から敬意を表します。

近年、児童虐待相談件数の激増に伴い、児童相談所、市町村等現場の第一線で働く職員は疲弊しており、虐待された経験や発達障害等を有する入所児童の増加により、児童養護施設等の職員も困難に直面しています。

すべての子どもの育ちを保障する具体策として、2017年8月2日に、新たな社会的養育の在り方に関する検討会がまとめた新しい社会的養育ビジョンが発表されましたが、実施体制を含めて解決する課題も多くあります。

厚生労働省公表のデータでは、2015年4月1日から2016年3月31日までの1年間に虐待により死亡した子どもの数は52人となっています。小さいのちが1人でも犠牲にならないように対策が急がれています。

自治労は、子どものいのちを守り、健やかに育つ環境づくりが重要であると認識しています。

こうした立場から、新しい社会的養育ビジョンの内容を含め、児童虐待防止対策、児童相談養育関係について、国会議論において意見を反映いただくことを要請します。

### 記

#### 1. 児童虐待死の防止について

##### (1) 児童相談所、一時保護先の体制強化

児童相談所において、臨時・非常勤等職員の占める割合が多くなっています。臨検・捜索をはじめとする業務について正規職員の配置と、そのための財源の確保を求めます。

また、児童相談所強化プランを着実に実現するとともに、児童福祉司の配置基準に沿って不足している職員を配置するよう求めます。児童福祉司および保健師など

の専門職の確保と、長期的な視点での配置・育成を行うシステムの確立、一時保護所や一時保護先である養護施設に適切かつ緊急に保護できるための実施体制の強化を求めます。

(2) 関係機関との情報共有、連携

児童相談所、警察、市区町村、医療機関等が情報共有や連携、対応を強化するために、通報・通告の方法や通報先、その範囲などを含めて対策を講ずるよう求めます。

また、事案の引き継ぎをはじめ他県の児童相談所との情報共有をはかるための対策を講ずるよう求めます。

(3) 家庭内問題をケアする専門職

児童虐待死を防止するためにも、児童相談所や市町村などに虐待家庭の家庭内問題をケアする専門職の配置を求めます。

## 2. 新しい社会的養育ビジョンについて

(1) 新しい社会的養育ビジョンを担う職員の質の向上について

児童虐待防止の観点からも、専門職の重層的な配置と人材確保、研修の実施など人材の量・質の確保と向上のために専門職の養成策や財源確保を求めます。

(2) 社会的養護施設の多機能化・機能転換と児童家庭支援センターの拡充について

社会的養護施設が、施設の多機能化・機能転換をはかるための、財源確保の充実を求めます。

また、社会的養護施設の機能を活かし市町村の児童相談業務を補完できるよう、社会的養護施設において児童家庭支援センターの設置が拡大されるよう求めます。

さらに、小規模自治体の実情を踏まえ、児童家庭支援センターの広域での整備や多機関・事業所が連携して相談支援を担えるよう、補助事業の充実を求めます。

(3) 保育所等の協働養育における養育の質の確保

子ども家庭支援を充実させるため、ソーシャルワーカーおよび心理士の配置等、保育所等の子ども家庭の支援機能の向上が必要となります。そのため、市町村が専門職の人材を確保するのに必要な財源確保を求めます。

(4) 特定妊婦のケアについて

妊娠中に家庭環境にリスクを抱えている妊婦で、複雑な家庭内事情を持っている場合など、育児が困難と予想される妊婦のケアについては、既存の母子保健の態勢強化・充実が必要不可欠であるとともに、生活基盤である経済的安定をいかにはかるかが重要であるため、ケアの充実に必要な財源確保を求めます。

施設における措置期間を6か月に限るのであれば、在宅における母子保健と生活困窮者支援、医療機関等の連携が今まで以上に必要なことから、ネットワーク整備などへの取り組みを求めます。

(5) 特別区・中核市の児童相談所のあり方について

現在、設置を進めている特別区に対して、専門的な研修等、職員を養成するための支援を求めます。中核市においては、現時点での児童相談所の設置が数市にとどまっている現状を踏まえ、設置拡大のために課題把握と検証、専門職の養成や財源措置等の対策を求めます。

(6) 児童相談所、市区町村、民間機関との協働について

児童相談所と市区町村の連携や協働を進めていくためには、児童相談所、市区町村それぞれの体制強化と専門性の向上が必要であり、また里親支援（フォスターリング）機関や社会的養護自立支援事業など新たな社会資源の開発・育成を目的としての民間機関への事業委託を含めた整備や協働に必要な財源確保を求めます。

以 上